

教育に関する「大綱」について

1 大綱の定義

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針。
- 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。

2 大綱の対象期間

- 法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑み、4年～5年程度を想定。

3 大綱の記載事項

- 各地方公共団体の判断に委ねられている。
主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

4 大綱の尊重義務

- 首長及び教育委員会は会議においての調整のついた事項について、それぞれの結果を尊重しなければならない。

5 「大綱」と「教育振興基本計画及び地方自治体の総合計画」との関係

- 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができる。
- 首長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

《参考》関係法令条文（抜粋）

□地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えらるるものと解釈してはならない。

□教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。